

枚方市高齢者居場所づくり補助金交付要領

第 1 趣旨

この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和 40 年枚方市規則第 30 号）及び枚方市居場所づくり補助金交付要綱の規定に基づき、補助金（以下「補助金」という。）の交付手続について必要な事項を定めるものとする。

第 2 補助金の交付の申込みの時期

補助金の交付の申込みの時期は、当該年度の 4 月 1 日から 1 月末日までの間とする。

第 3 補助金の申込書の様式及び添付書類

- (1) 補助金の交付に係る申込書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。
- (2) 補助金の交付に係る申込書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - ① 枚方市高齢者居場所づくり事業予算書（見本様式有）
 - ② 改修工事計画書（図面等）
 - ③ 工事見積書
 - ④ 工事前の状況を示す写真等
 - ⑤ その他市長が必要と認める書類

第 4 補助金の交付の申込みを取り下げることができる期間

被補助者が補助金の交付の申込みを取り下げることができる期間は、当該交付の決定を受けた日から起算して 30 日以内とする。

第 5 被補助者が報告すべき事項等

被補助者が報告すべき事項及び当該報告の時期並びに当該報告は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象行為に着手したとき 5 日以内
- (2) 補助対象行為を完了したとき 様式第 2 号により、10 日以内
- (3) 補助金交付決定内容に変更があるとき 様式第 4 号により、10 日以内
- (4) 補助対象行為の遂行の状況について市長が必要と認めたとき 5 日以内
- (5) 補助対象行為が予定の期間以内に完了しないとき 5 日以内
- (6) 補助対象行為の遂行が困難となったとき 5 日以内
- (7) 年度（4 月 1 日から 3 月 31 日）の活動報告 様式第 3 号により翌月（4 月）10 日まで
- (8) 上記、(4)～(6)については、別に書面において 10 日以内に報告をしなければならないこととする。

第 6 現地調査の方法

枚方市居場所づくり補助金の交付申請時に、職員が現地の確認を行うものとする。なお、居場所設置の際の改修に要する費用を交付する場合は、改修後にも職員が現地の確認を行うものとする。

第 7 実績報告の提出時期等

- (1) 被補助者は、補助対象行為が完了した場合は、実績の報告をしなければならないこととする。
- (2) 被補助者は、前号の規定による実績報告書の提出に際しては、領収書等事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類等を添付しなければならないこととする。

資料 3-3

第 8 補助金の交付方法等

- (1) 補助金は、完了払い、または概算払により交付するものとする。
- (2) 補助金の交付額より、事業の実施に要した費用が少ない場合、被補助者は市長にその差額を返還するものとする。

第 9 補助金の交付対象となる費用の例

補助金の交付対象となる費用の例は、次の表のとおりとする。ただし、改修に要する費用については、現在営業している喫茶店等の個人商店や介護保険事業所等の施設は対象外とする。

項目		対象となる例
改修に要する費用		たたみ張替え、障子張替え、手すりの設置、床材の滑りにくい素材への取替え、引き戸等への扉の取替え 等
備品購入の費用	備品	段差解消のための可動式スロープ、滑り止めマット、エアコン設置、暖房器具、血圧計、ポット、食器、机、いす、座布団、本棚、AED、ラジカセ、DVD プレーヤー、プロジェクター、スクリーン 等
	介護予防のための用品	運動用品（ノルディックポール、ボール、ゴムのチューブ、重垂ベルト等）、レクリエーション用品（囲碁、将棋、オセロ、本、CD、カラオケ、テレビ、等）

第10 書類の保存期間

被補助者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならないこととする。

第 11 小学校区間の設置数の調整について

同小学校区に既に 2 か所以上居場所を設置している場合で、同一所在地に居場所の登録があるとき、補助金申請は、第一層協議体で意見を求めた上で受け付けることとする。ただし、市長が例外と認める場合を除く。

第12 施行期日

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。